

読書コーナー

租税法 第24版

著者：金子 宏

税金を扱う仕事をする上で、租税法を学ぶことは避けて通れません。そもそもなぜ納税をしなければならないかと言えば、ご承知の通り国民の義務だからです。日本国憲法を見てみると、第三十条には「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とあります。つまり、税金の賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づいて行わなければならないし、言い換えれば、法律の根拠に基づくとなしに、税金を賦課・徴収することは出来ません。そのため税金を扱うには各租税法を理解する必要があります。法律で全て決められているなら、税務のことは法律を全て記憶しているAIに任せて、税理士や会計事務所は不要では？と思うかもしれませんが、そんなことはありません。弁護士等の仕事もそうかと思いますが、法律は抽象的であ



り、適用するには解釈や当てはめが必要になります。その解釈や当てはめは事例ごとに異なるので、最終的には人が判断するしかありません。余談ですが、我々が仕事でもよく参考にする基本通達というものがありますが、これは国税庁長官が税務署の職員に向けた税法の解釈であるため、法律ではありません。そのため解釈が異なるのであれば、基本通達に書いてあるからといって必ず正しいわけではありません（だいたい正しいでしょうけど）。そのため税金を扱う上では租税法の解釈が必要なのですが、その基礎として十分過ぎるほど学べるのが本書になります。本書では租税法を租税法序説、租税実体法、租税手続法、租税争訟法、租税処罰法の5つに分類し、理論と制度の両面から現行租税法の全体をカバーするように書かれています。租税実体法では所得税・法人税等の各税法についての考え方も詳しく記載されているため、判断に迷った際には読み直したいと思います。また租税法序説では租税制度の歴史についても触れており、こちらもなかなか面白いです。令和7年度の税収1位は消費税でしたが、明治30年代の税収1位はなんと酒税でした。かつては租庸調や年貢として徴収されていた税がどのようにして現代の形になったのかを知るのも勉強になります。興味を持った方は是非読んでみてください。（文責：齋藤）

将軍の日（中期5カ年経営計画作成セミナー）

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣營で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたて、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名

2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：めいわ税理士法人

027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から

編集後記

6月といえば梅雨。雨の日が多くなる時期となりますが、日本の風物詩として楽しみたいですね。

めいわ新聞

MEIWA SHINBUN  
令和8年6月号  
第202号

**高橋税経グループ**  
 ■めいわ税理士法人 TEL:027-361-5568  
 ■磯群馬MS&Aセンター TEL:027-364-8040 ■相模手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959  
 〒370-0006 群馬県高崎市西原町4-7-9 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:https://meiwa.tax Email:info@meiwa.tax



所長挨拶

初夏の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

連日のように、世界中から様々なニュースが発信されています。日本では、大阪・関西万博で試験運用された「空飛ぶクルマ」を、2040年には普通の移動手段にする政府が発表しました。14年後なので少し先にはなりますが、その通りになると日常の風景が一変します。

中国では秒速10メートルで走る人型ロボットが開発され、その映像が公開されています。人間のトップランナーが100メートル10秒で走るのと同じですからかなりの速さです。人型ロボットの進歩は中国で特に顕著ですが、アメリカも急進し量産体制に入るという事ですので、これらが職場や家庭で働き始めると、こちらでも日常風景が一変することになるでしょう。

かつては「日進月歩」と言われた科学技術の進歩が、今や「日進秒歩」とも言われる時代になりました。変化に乗り遅れないようにしながらも、人間としての立ち位置をしっかりと固める必要があると思います。

「ステルス増税」という言葉が話題に上っています。ステルス増税とは、ステルス(隠密)戦闘機のように、国民に気づかれず

に行われる増税の事です。具体的に何かというと給与所得者の所得税負担の事を言っています。物価上昇に伴って広くベースアップが行われていますが、これにより給与に課される所得税の税率が一つ上の区分に上がってしまい、実質的な増税になっているというわけです。所得税が一定税率であれば、ベースアップ分は税引き後でもそのまま取り増となる訳ですが、超過累進税率であるために税率区分が上がるとその分取り額が減ってしまう事になるわけです。政府は過去最高の税収だなどと喧伝していますが、本来であれば税率区分の見直しに手を着けなければいけない時期にあるのでしょうか。

5月25日から「企業価値担保権」制度が施行されました。この制度は、企業のノウハウや顧客基盤、将来のキャッシュフローを企業価値として評価し、これを担保権として会社の登記簿に登記した上で金機機関が融資を行う制度です。従来の不動産担保や経営者による個人保証に替わるものとして期待されます。もちろん担保ですから、返済が滞れば事業売却をとおして融資金を回収されることもあります。企業価値がどれくらいに評価されるかは金融機関に負うところですが、目に見えない企業価値が登記対象という法定のものになるという意味では、今までにない新しい動きと言えるでしょう。

5月からすでに夏日が記録され、今年の夏は例年以上の暑さになると予想されています。皆さまには十分にご自愛いただき、毎日お元気に過ごされますよう、心からお祈り申し上げます。

Contents

P1 所長挨拶・目次  
P2 税務トピックス

P3 Q & A  
P4 読書感想文・将軍の日・編集後記

めいわ税理士法人 ～税務TOPICS～

## 少額減価償却資産の特例の改正で 変わる事、変わらない事

令和6年度は約67万の法人が適用した「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」(以下、少額減価償却資産の特例)について、令和8年度税制改正で一部見直しが行われました。ここでは改正の概要と留意点を整理します。

### 少額減価償却資産の特例とは

少額減価償却資産の特例とは、中小企業者等が、取得価額が一定額に満たない減価償却資産を取得等して事業の用に供した場合に、一定の要件のもとで合計300万円を限度として即時償却(全額損金算入)できる制度です。

この「中小企業者等」とは、大規模法人の支配を受けていない資本金1億円以下の青色申告法人で、常時使用する従業員数が一定数以下の法人などを指します。非常に細かな要件がありますが、ここでは説明を割愛します。

また「合計300万円」とは、1事業年度あたりの合計をいい、事業年度が1年に満たない場合には、月数按分した金額となります。

### 令和8年度税制改正での見直し

令和8年度税制改正において、大きく次の点が見直されました。

#### (1) 金額基準の変更

取得価額の判定における金額基準は、改正により10万円引き上げられました。

改正前	改正後
30万円未満	40万円未満

なお、この金額は、消費税の経理方式が税込であれば税込で、税抜であれば税抜で判断する点は変わりありません。

#### (2) 従業員数基準の見直し

適用対象となる法人の従業員数基準について、常時使用する従業員数が次のように見直されました。

改正前	改正後
500人以下	400人以下

#### (3) 適用期限の延長

適用期限が3年延長されました。

改正前	改正後
令和8年3月31日まで	令和11年3月31日まで

### 適用時期と事業年度に注意

この改正は、令和8年4月1日以後の取得等から適用されます。

そのため、3月末決算法人以外の法人については、事業年度の途中で改正することになり、金額基準の判定に注意が必要です。

また、取得価額金額基準は引き上げられたものの「合計300万円」は改正されていないため、適用上限額にも気をつけましょう。

なお、個人(所得税)においても、同様の改正が行われています。

参考:財務省「令和8年度税制改正の大綱」、衆議院「所得税法等の一部を改正する法律案」など

## Q&A CORNER \「どうしよう?」にお答えします!



私(75歳)は、ビットコインを保有しています。最近判断能力が衰えてきていると感じ、将来のことも考えると売却して他に投資するか、このまま保有し続けて相続で次世代へ渡すか、悩んでいます。たとえば私が亡くなり、相続人となる私の子がこのビットコインを相続した場合には、相続税の課税対象となるのでしょうか。

ご相談者が保有しているビットコインなどのいわゆる仮想通貨(以下、暗号資産)について、お子様が相続により取得した場合には、相続税が課税されます。

### 1. 暗号資産を相続により取得した場合

相続税法では、個人が、「金銭に見積もることができる経済的価値のある財産」を相続により取得した場合には、相続税の課税対象となることとされています。  
他方、暗号資産については、決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる経済的価値」と規定されており、「金銭に見積もることができる経済的価値のある財産」と考えることができます。そのため、被相続人等から暗号資産を相続により取得した場合には、相続税が課税されることとなります。

### 2. 相続により取得した暗号資産の評価方法

暗号資産を相続により取得した場合の評価は、一般的に評価方法が定められている「評価通達」に明示されていないことから、評価通達に定める評価方法に準じて次の区分に応じて評価することとなります。

#### ■活発な市場が存在する場合(※)

活発な市場が存在するということは、一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかになっているものと解されます。そのため、外国通貨に準じて、相続人等の納税義務者が取引を行っている暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価します。

具体的には、暗号資産交換業者から提供を受けた残高証明書に記載された取引価格によって評価します。その他、以下による評価でも差し支えないとされています。

- ・暗号資産交換業者(暗号資産販売所)において、購入価格と売却価格がそれぞれ公表されている場合には、納税義務者が暗号資産を暗号資産交換業者に売却する価格(売却価格)
- ・納税義務者が複数の暗号資産交換業者で取引を行っている場合には、納税義務者の選択した暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格
- (※)「活発な市場が存在する」場合は、暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われており、継続的に価格情報が提供されている場合をいいます。

#### ■活発な市場が存在しない場合

活発な市場が存在しないということは、上記とは逆に、客観的な交換価値を示す一定の相場が成立していないと解されます。そのため、その暗号資産の内容や性質、取引実態等を勘案し個別に評価することとなります。

具体的には、売買実例価額、精通者意見価格等を参照して評価することとなります。

暗号資産については、その取得時期によってはかなり価値が上がっているものがあります。現状、個人が暗号資産を売却したときには、所得税は総合課税(雑所得又は事業所得)となるため、株式の売却などの他の金融資産と比べて税負担が重いと考えられています。

ご存命のうち売却して他に投資されるか、相続によるかは、他の財産債務や、将来の相続人等の状況により変わってきます。



[参考] 租法2、2の2、租基通11の2-1、評通4-3、5、国税庁HP「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて(情報)」他